

ご利用明細書発行に関する特約 (Visa/Mastercard®)

※「改定前」欄の下線部分は、削除となった箇所です。

同様に、「改定後」欄の赤字下線部分は、改定または追記となった箇所です。

改訂前 (2022年12月版)	改定後 (2025年2月版)
<p>ご利用明細書発行に関する特約 (Visa/Mastercard®)</p> <p>第5条 (発行手数料の免除)</p> <p>第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当社は、当該対象本会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。</p> <p><u>(1) 明細に、ショッピング利用の支払方法が2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いによるご利用代金が含まれる場合</u></p> <p><u>(2) 明細に、リボルビング払いのショッピング利用に係る請求が含まれる場合</u></p> <p>(3) 明細に、キャッシングサービスまたはカードローンによるご利用代金が含まれる場合</p> <p>(4) 前各号のほか、当社が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合</p>	<p>ご利用明細書発行に関する特約 (Visa/Mastercard®)</p> <p>第5条 (発行手数料の免除)</p> <p>第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当社は、当該対象本会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。</p> <p><u>(1)</u> 明細に、キャッシングサービスまたはカードローンによるご利用代金が含まれる場合</p> <p><u>(2)</u> 前各号のほか、当社が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合</p>